

新婚さんの 新生活を応援します

10月より、
制度が新しくなります！



愛南町では、新婚世帯を対象に、新生活に必要な費用の補助を行っています。

● 補助対象世帯

- 愛南町に住所がある夫婦
- 令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に婚姻した夫婦
- 婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- 世帯所得 660万円未満の新婚世帯

● 補助内容

- 令和5年4月1日以降に生じた費用が対象
- ④は②または③と併用可能です。



愛南町
ホーム
ページ

夫婦年齢	世帯所得	補助対象経費	補助上限金額
① 39歳以下	500万円未満	・新居の取得費(新築、購入) ・新居の賃借料 (賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)	30万円
② 29歳以下			60万円
③ 29歳以下	500万円以上 660万円未満	・新居のリフォーム代 ・引越費用	20万円
④ 29歳以下	660万円未満	時短家電及び省エネ家電の購入費用	20万円

※令和6年3月31日までに結婚のご予定がある方は、令和6年1月までにご相談ください。

ご相談が無い場合は補助金申請の対象から外れる場合があります。

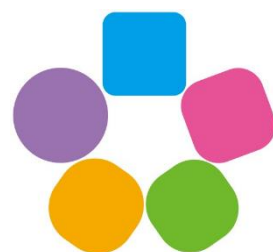
【問合せ先】

愛南町役場 企画財政課 企画調整係

電話：0895-72-7317

Fax：0895-72-1227

メール：kikakuzaisei@town.ainan.ehime.jp



いろこい♥あいなん

ainan

(愛南町ブランディングロゴマーク)